

令和8年1月15日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
加納 康至
(公印省略)

「情報通信機器を用いた精神療法の適切な実施に関する指針」の策定について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会より、標記指針の策定について連絡がありました。

本指針は、厚生労働省「精神保健医療福祉の今後の施策推進に関する検討会」における議論の方向性等を踏まえ策定され、オンライン診療のうち精神科を担当する医師が実施する精神療法を対象とするものです。また、本指針に基づきオンライン精神療法を実施する場合、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を遵守することが前提となります。

オンライン精神療法を実施するに当たっての具体的な指針として、1安全かつ有効に実施可能な医師及び医療機関について、2安全かつ有効に実施可能な環境について、3診療に当たっての留意点、4薬剤の処方にあつた留意点等がまとめられています。

なお、本指針は今後、厚生労働科学研究等により科学的知見の更なる収集を行い、エビデンスを基に引き続き必要に応じて、オンライン精神療法に関する安全性・有用性・必要性の検討を行い、必要に応じて見直しを行うとされております。

貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

<担当> 大阪府医師会介護福祉課(西井)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737